

公立大学法人名桜大学の組織及び運営の基本に関する規則

(平成22年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人名桜大学定款に定めるもののほか、公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）及び法人の設置する学校等の組織並びに運営の基本を定めるものとする。

(法人事務所)

第2条 法人の事務所は、沖縄県名護市字為又1220番地の1に置く。

第2章 組織

(理事会の運営)

第3条 理事会の運営については、別に定める。

第4条 削除

(事務局)

第5条 法人及び大学の事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局に総務企画部、財務部、教務部及び学生部を置く。

3 総務企画部に次の2課を置く。

総務課

企画課

4 財務部に次の2課を置く。

会計課

施設課

5 教務部に次の2課を置く。

教務課

入試・広報課

6 学生部に次の2課を置く。

学生課

キャリア支援課

7 事務局の組織及び事務分掌については、別に定める。

(大学)

第6条 大学に学長を置き、学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 大学に副学長を置き、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 国際学群に学群長を置き、学長の指揮の下に学群運営の連絡及び調整に当たらせる。

4 人間健康学部に学部長を置き、学長の指揮の下に学部運営の連絡及び調整に当たらせる。

5 大学に学長補佐を置き、学長の命を受けて、全学的な企画及び立案等に参画

し、又は特定の事項の処理に当らせる。

- 6 国際学群に学類長を置き、学類運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 7 人間健康学部に学科長を置き、学科運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 8 外国語教育主任を置き、外国語教育の実施及び改善に関して総括させる。
- 9 国際文化研究科に研究科長を置き、研究科運営の連絡及び調整に当たらせる。
- 10 看護学研究科に研究科長を置き、研究科運営の連絡及び調整に当たらせる。

第7条 削除

(大学院)

第8条 大学院に研究科長を置き、大学院の運営に当たらせる。

- 2 研究科長は、大学院を担当する専任の教授をもって充てる。

(助産学専攻科)

第9条 助産学専攻科に専攻科長を置き、助産学専攻科の運営に当たらせる。

- 2 助産学専攻科長は、看護学科の専任教授をもって充てる。

(附属図書館)

第10条 附属図書館に館長を置く。

- 2 館長は、学長の指揮の下に附属図書館の運営に関する校務をつかさどり、所属職員を統括する。
- 3 附属図書館の事務を行わせるため、図書課を置く。
- 4 図書課の組織及び事務分掌については、別に定める。

(環太平洋地域文化研究所)

第11条 大学に環太平洋地域文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

- 2 研究所に所長を置き、専任の教授をもって充てる。
- 3 所長は、学長の指揮の下に研究所の運営に関する校務をつかさどり、所属職員を統括する。
- 4 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(リベラルアーツ機構)

第12条 大学に、名桜大学リベラルアーツ機構（以下「リベラルアーツ機構」という。）を置く。

- 2 リベラルアーツ機構に機構長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 機構長は、学長の指揮の下にリベラルアーツ機構の運営に関する校務をつかさどり、所属職員を統括する。
- 4 リベラルアーツ機構に次の3センターを置く。

言語学習センター

ライティングセンター

数理学習センター

- 5 リベラルアーツ機構に関し必要な事項は、別に定める。

(メディアネットワークセンター)

第13条 大学に名桜大学メディアネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という。）を置く。

- 2 ネットワークセンターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 ネットワークセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(教員養成支援センター)

第14条 大学に名桜大学教員養成支援センター（以下「教員養成支援センター」という。）を置く。

- 2 教員養成支援センターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 教員養成支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第15条 大学に名桜大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

- 2 国際交流センターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 国際交流センターの事務を行わせるため、国際交流課を置く。
- 4 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。
- 5 国際交流課の組織及び事務分掌については、別に定める。

(保健センター)

第16条 大学に名桜大学保健センター（以下「保健センター」という。）を置く。

- 2 保健センターにセンター長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 保健センターに関し必要な事項は別に定める。

(地域連携機構)

第17条 大学に公立大学法人名桜大学地域連携機構（以下「地域連携機構」という。）を置く。

- 2 地域連携機構に機構長を置き、専任の教員をもって充てる。
- 3 地域連携機構の事務を行わせるため、地域連携課を置く。
- 4 地域連携機構に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 地域連携課の組織及び事務分掌については、別に定める。

(職員の定員等)

第18条 法人の職員定員及び就業に関する事項については、別に定める。

第3章 財務、会計その他の業務運営

(財務、会計その他の業務運営)

第19条 法人の財務、会計その他の業務運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則（平成22年4月1日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 28 日）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 26 日）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。